

174-衆-予算委員会第六分科会-1号 平成22年02月25日

○笠井分科員 日本共産党の笠井亮です。

もう二十一時半を過ぎましたが、きょう最後の質問ということでさせていただきます。

まず、東京の中央卸売市場、築地市場の移転問題について伺いたいと思います。

この築地市場は、世界最大の水産物市場ということで、もう言うまでもありません。世界の築地ということも言われますし、都民の台所として大きな役割を果たしているところだと思います。東京都は、この築地市場を土壌汚染が深刻な江東区の豊洲へ二〇一四年度中にということで移転しようとしておまして、都民の批判が広がっております。

この問題は、国会でも何度も議論がされてまいりました。そして私も、二〇〇七年の十一月に、当時、自公政権時代ですが、質問主意書も出しました。そして、一昨年の五月には委員会質疑も行ってまいりました。

そこで、まず初めに、赤松農林水産大臣に伺いますが、大臣は昨年九月十七日、大臣就任に当たっての記者会見で、前任の大臣との引き継ぎに触れながら、ダイオキシンが何千倍、何万倍なんというところに、きちんとした土地改良をやったにしても、その結果が本人にとって、あるいは国民にとって安全なものということが自分自身が納得できなければ絶対にサインをしないというふうに言われました。九月の二十四日、築地市場を大臣が視察された折にも、安全が確認をできて、私自身が納得できなければ絶対にサインはしないというふうに述べられております。私、大事な御発言だと思うんです。

そこで大臣、食の安全や安心に対する国民の関心や期待が高い中で、食品流通の中心にある卸売市場を預かる大臣の発言として、当然だが見識ある発言だと思うわけですが、この問題への基本的な姿勢に変わりはないと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

◆赤松国務大臣 御評価もいただいたようでございますけれども、私は当然のことを申し上げているというつもりでございます。

今もお話ありましたように、食を扱う、しかも日本を代表する中央卸売市場でございますから、その移転先が安全上問題があるとすれば、これは法にも明記をされておりますけれども、それを認める者として、安全がきちっと確認できないということになれば、それは認めるわけにはいかない、これはもう当然のことだと思います。

ただ、一言だけ誤解のないように申し上げておきますと、現在の市場が耐震その他のいろいろな点からいって狭隘化している、あるいは老朽化している、そういう点で、その場でやるか、あるいは豊洲へ変わるかどこへ変わるかは別として、何らかの処置をしなければならない、これはもう確かでございます。

それからもう一つ、私がかねがね、九月段階から申し上げておりますのは、まずは開設者であります東京都がきちっと考え方を上げてきてください。今、いろいろな形での発言はありますけれども、正式な文書というのは何も来ていないわけですから、そういう意味で文書が上がってきた段階で、私どもが、安全上問題がないのか、そして合意に基づくものなのか等々、いろいろなことを判断しながら、それを認めるか認めないか決めていきたい、このように思っております。

○笠井分科員 私も誤解はしていないつもりなので。現在地の再整備を含めてどうするかという議論は当然あります。しかし、おっしゃったように、安全性がきちっと確認されるかどうかというのが一番の問題で、それがなければ認可できないというのは当然のことだと思います。

ところが、この問題で、東京都から上がってきていないというお話もあつたんですが、この間の東京都のやり方に、実は都民が非常に強い不信を持っているということがあります。

東京都は、移転反対の声が高まる中で、二〇〇七年の五月に四人の有識者から成る専門家会議を發

足させまして、この会議は翌二〇〇八年の七月に最終報告を出しております。

ところが、東京都は汚染物質や地層に関する重要なデータを専門家会議の場に報告していなかったことが、実は二〇〇九年一月になって情報公開で明らかになりまして、新聞でも大きく報道をされてきております。

これは、極めて強い発がん性を持つ物質、ベンゾ（a）ピレンが公表値の百十五倍の濃度で検出されていたこと、さらに、汚染水を遮るとしている有楽町層という地層が、市場予定地全体に連続してあるんじゃないかと、一部でそれが確認できていないところがあるという事実などであります。この問題を問われた都は、データを公表しなかったことを陳謝しております。

農水省は、ベンゾ（a）ピレンの汚染と有楽町層の欠落について、いつ知ったのでしょうか。その事実をいつ知ったのか。

それから、こうした東京都のやり方について、専門家会議の平田健正元座長も、当時の座長も、東京都の落ち度とか、それから、都は不信感を持たれない情報の出し方をしてほしいというふうに言われているわけですが、農水省としてはこの問題をどういうふうに思っているか。

いつ知ったか、それからどのように見ているかについて、これは農水省の当時の担当も含めてですから、農水省の方で結構ですが、お答えください。

◆高橋政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘の、平成二十年に東京都が行いました調査で、ベンゾ（a）ピレンの高濃度の汚染があったこと、それから、御指摘の有楽町層の一部が不連続であったという報道が昨年一月の二十六日になされたわけでございます。

私どもといたしましては、このマスコミ報道を受けまして、東京都に問い合わせをいたしました。同日、東京都が行いました説明、記者レク、これについての資料を入手いたしまして、また、説明を受けまして、その当日に私どもとしては状況を把握したというところでございます。

なお、御指摘のこの二つの、ベンゾピレンの高濃度汚染の問題、それから有楽町層の不連続につきましては、東京都の説明では、いわゆる専門家会合以降に詳細データを把握したので、メンバーに対して、その後説明をすると同時に、この問題も含めて、専門家会合以降の技術会合の場におけます対応に反映をさせていくというふうには私どもとしては承知していたところでございます。

○笠井分科員 しかし、こういうデータは、いろいろ東京都の説明もありますが、当然これは開示されるべき問題であるということは間違いありません。これを出さなかったことでは陳謝しているわけですから、開示されるべき問題だったということは間違いありません。端的に。

◆高橋政府参考人 東京都の話によりますと、東京都としての説明があったわけですが、先ほどから大臣が申し上げますように、この問題についてはやはり安全ということが一番の基本であるというふうには私どもも認識しております。

○笠井分科員 それだけじゃなくて、最近では豊洲の予定地に約一万八千本ものくいが埋設されていたことが明らかになっておりまして、これが有楽町層まで至っていて、それが土壌汚染の通り道になるという可能性も指摘をされております。これも専門家会議には報告をされておりました。

私たちは、専門家会議にはさまざまな問題点があると思っております。東京都のやり方というのは自分たちが設置した会議の信頼性さえ損なわせるものだと思います。農水省も、一昨年五月の私の質問に対して、専門家会議の結果を踏まえて対応したいと繰り返し答弁をされておりました。国の対応をも誤らせるものになるというふうには言わざるを得ないと思っております。

この有楽町層については、汚染水を遮る不透水層とは仮定できないとの指摘が学者からもされております。専門家会議の平田元座長も都議会で、完全に連続というのは考えにくい、部分的にはやはり切れているところがあるかもしれません、液状化対策が不十分で汚染が上がってくる可能性は否定できないというふうには述べております。

しかし、東京都は、この地層以下は調査もしないし、対策もとらないという態度であります。

大臣、これでは消費者、都民や市場関係者の理解は得られない。大臣が言われるような、国民にとって安全なものだということが納得できる状況ではないというふうに思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

◆**郡司副大臣** 御指摘があった内容については、新聞等の記事を含めて承知をしているところでございます。

不透水層の調査については、これはもちろん東京都がきちんと行い、そしてそのことがクリアをされて、国の方に上がってきた段階で私どもが判断をするということが大原則でございまして、その以前の段階において都がなすべきことをしっかりと行って、そして国の方に申請があるとすれば、大臣が申しておりますように、その上での判断を私どもは適切に行っていく、そのようなことと考えております。

○**笠井分科員** なすべきことをしっかりやっているかどうかという問題も含めて、きちっと見ていかなきゃいけないと私は思います。それはいいですね、当然。

◆**郡司副大臣** ここで都のことについてとやかく言及をするという立場で私自身はございませんけれども、当然、安全ということを大前提として考えるということを大臣が発言し、都の方もそのことは十分に認識をしているわけでありますから、それに基づいた申請がなされるということが前提だろうというふうに思っております。

○**笠井分科員** そこは非常に大事な点だと思います。都議会でも、有楽町層の下も徹底して調査して全貌を明らかにすべきだという声が上がっております。

二〇〇七年の私の質問主意書に対する答弁書で、自公政権の時代、福田内閣でしたけれども、このように言っております。「東京都に対し、食の安全性や信頼が確保されるよう科学的見地に基づき万全の対策を講じるとともに、消費者等に対して対策の内容等について十分な説明を行い、その理解を得よう求めているところ」と。そして「市場関係者や消費者の理解等を得ることは重要である」というふうに答弁書が出ております。

私は、東京都の態度はおよそ市場関係者や消費者の理解を得られるものになっていないということをやわざるを得ないというふうに申し上げたいと思います。

もう一つ、国側の問題なんですけれども、卸売市場法では、中央卸売市場の整備に当たっては、農水大臣が整備計画を定めて、そして開設の認可も行うことになっております。

しかし、前政権のもとで、国の対応や手続に問題や疑問があったことが国会審議でも明らかになっております。築地市場の豊洲移転を定めたのは二〇〇五年の第八次中央卸売市場整備計画でありますけれども、既にこの時点で豊洲の東京ガス跡地の土壌や地下水の汚染は明らかになっておりました。

しかし、当時、農水省の食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会での審議でも、土壌汚染や食の安心、安全という観点からの国としての主体的な検討はなされていなかった。また、移転について慎重な上にも慎重にと答弁してきたわけでありますけれども、土壌や地下水が汚染された用地に卸売市場など食品関連施設を開設する際の安全性について、何を根拠に判断するか、国が研究や検討を行ったこともこれまでなかったということも明らかになりました。

大臣、旧来の政治をとにかく変えてほしいというのが国民の強い願いであって意思でありました。その中でできた新政権のもとで、これまでの国側の対応の問題あるいは対応の仕方についても改めて現時点で検証すべきだと思うんですが、そういう点ではいかがでしょうか、大臣。

◆**赤松国務大臣** 過去、いろいろな考え方のもとで、笠井委員からすれば御批判の点、御不満の点も正直あったと思います。

今回の築地市場の移転につきましては、卸売市場法第十一条第一項に基づき、開設者である東京都が業務規程の変更について農林水産大臣に認可の申請を行い、その申請が第十条の基準に適合する場

合に農林水産大臣が認可を行うことになっているということが法で定められております。

私どもといたしましては、先ほど来申し上げておりますように、食品を扱う、しかも大消費地であります東京都を中心とする、日本を代表する卸売市場の安全問題でありますから、先ほど委員はダイオキシンと言われたんですが、たしか、多分当時言い間違えたんだと思いますが、ベンゼンだとかそれからシアン化合物だとか、そういうものが四万三千倍も入っているというようなことが出ている以上、こういうことをきちっと処置してもらおう。安全については一切問題はないということにならなければ、これは認めるわけにはいかないというのは当然のことだというふうに思っております。

ちょっと余分なことをございますけれども、前政権のときに任命された猪瀬さん、現在の東京都の副知事さんを初め、そういう人たちが規制改革会議で、こうした許認可権限を国ではなくて地方自治体に落とせと。要は、東京都が許認可権限を持てば勝手にそういうことはできるんだというようなことを十二月に、いわゆるイタチの最後っぺみたいに、どうせ三月にかわる人たちが勝手にそんなことを出してやっていますけれども、そういうことは認められないわけで、ちゃんとこれは国の責任でもって、こうしたことについては私どもが判断をしてやっていく。

今後とも、こうした市場に関することについては、最終責任は国にある、国の責任でこうしたことについては全部取り仕切ってやっていきたいというふうに思っております。

○笠井分科員 最後のところは非常に大事な点だと私も思います。私だけが不満に思っている問題じゃなくて、これは国としても対応の問題をしっかりと検証してもらいたいというふうに思います。

土壌汚染が深刻な用地へ生鮮食品を扱う卸売市場を移転、開設するということは、本来、常識的には考えられないことであります。

卸売市場法第一条は、「適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。」というふうに言っております。第八次卸売市場整備基本方針でも、用地に関する事項ということで「生鮮食料品等の衛生上適切な環境にある地域であること。」というふうに述べております。

私は、昨年七月の東京都議会議員選挙ということで民主党の当時のマニフェストをここへ持ってきましたが、「決着の夏 東京から政権交代。」ということでありまして、そこにまさに築地市場の移転という問題で、「民主党はNO！ 自民党はYES」と、ここではっきりこういうふうに掲げておられますし、鳩山由紀夫代表、現首相は、菅直人東京都連会長、現副総理とともに築地で都議選の第一声を行われて、土壌が汚染されている豊洲に移転してはならないと演説をされております。赤松大臣は、当時民主党の選挙対策委員長で、こうした事情もよく承知されていらっしゃると思うんです。

やはり食の安全、安心に関する国民、消費者の関心は極めて高いわけで、国の責務は重大だということで、毅然とした態度でこの問題に安心、安全という観点で臨んでいただきたいと思いますが、改めてその点を伺っておきたいと思えます。

◆赤松国務大臣 委員御指摘のとおりで、そういう姿勢で厳正、的確に対応してまいりたい、このように思っております。

それから、一つだけ、済みません、訂正させていただきます。

先ほど猪瀬さんたちが入っているのは規制改革会議と言いましたが、地方分権会議でございまして、その中でそういうことが具体的に地方分権改革会議の要望として上がってきているということでございます。

○笠井分科員 卸売市場について、最後にもう一つ伺っておきたいと思えます。

この間、市場外流通の拡大や卸売業者、仲卸業者の経営悪化が進む中で、旧政権のもとで、市場を活性化するとして、一九九九年と二〇〇四年、二度にわたって卸売市場法の大きな改正、改定が行われてきました。この結果、一体市場は活性化したのか、こうした対策はうまくいったのか、この点についての大臣の認識を伺いたいと思えます。

◆赤松国務大臣 確かに、いい方向に持っていこうということで二度の改正が行われたと思えます

けれども、結果的には、笠井委員御指摘のように、必ずしもそういう結果にはなっていないところも残念ながらある。

私は、持論でございますけれども、中央卸売市場というのは、安心、安全、そして食の安定的な供給、たくさんとれたときには値段は下がる、そして、しけで余り魚がとれないときは値段が上がる、そういう価格形成機能というのをやはり公平、公正にやってくれる機能が卸売市場なんだということでございます。産地直送を決して否定するものではありませんけれども、あくまでもやはり、こうした食の流通の中核を担うのは、あるいは大宗を占めるのは卸売市場なんだということを大切にしていきたい、このように思っております。

○笠井分科員 この間の相次ぐ規制緩和措置の中で、今、卸売市場は非常に困難な状況に置かれている、大臣も今言われたことだと思います。こうした中でも、市場関係者や労働者は朝早くから一生懸命頑張って働いていて、安全で新鮮な食料品を安定して消費者のもとにということ而努力されています。この間の施策についてしっかりと検証をして、関係者の知恵を集めて、市場の進む方向を見出すべきだと思います。

この間行われてきた競りの原則の廃止とか商物一致の原則の緩和、買い付け集荷の自由化などは、公正な価格決定機能を弱めて、弱肉強食の規制緩和の路線を卸売市場でも推し進めるものであります。

私たちは、経済政策の分野で国民の暮らしと権利を守るルールということを強く言っておりますけれども、食品流通分野でも大企業の横暴を民主的に規制するルールが必要だということ強く主張しておきたいと思っております。

次に、都市農業の振興と農地の保全について、若干伺っておきます。

私、実は参議院議員時代に農水委員会にも所属をいたしまして、学生時代には農学部で学んだこともありました。昨年五月にも都市農業問題について委員会で質問をいたしました。

都市農業について、今その役割を改めて見直して保全を図ろうという声が非常に広がっております。昨年六月に東京都が行った都政モニターアンケートでも、東京に農業、農地を残したいと思う人は八五%、前回、二〇〇五年の調査と比べて四ポイント上昇しております。農作業の体験をしたいと思う人は五六%で、二十代では六八%、三十代では六三%と、若い世代ほど農業体験をしたいと答えております。

そこで、都市農業や都市農地の役割について、これは改めてなんですが、大臣にお考えを伺いたいと思っております。

◆佐々木大臣政務官 お答えいたします。

都市農業あるいは都市農地というのは、我々も大変重要だというふうに認識をいたしております。生産面で消費地に近いということももちろんありますが、そのほかにも、子供さん方の農業体験の提供の場、災害に備えたオープンスペースの提供、潤い、安らぎといった緑地空間としての役割、あるいは農業への理解の醸成など、多様な役割があるというふうに認識をいたしております。

○笠井分科員 国土交通省政務官に伺いたいと思うんです。

国交省の社会資本整備審議会は、都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会に、都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会を設置して、昨年六月二十六日にはこの小委員会が報告をまとめております。その中では、農との共生ということで、「都市住民の農地に対する多様なニーズが顕在化している。したがって、都市と農地を対立する構図で捉える視点から脱却し、都市近郊や都市内の農地について、新鮮で安心な地産地消の農作物を提供してくれる農業生産機能を中心に、自然とのふれあい、憩いの場、防災機能等の農地の多面的機能を、都市が将来にわたり持続していくために有用なものとして、都市政策の面から積極的に評価し、農地を含めた都市環境のあり方をより広い視点で検討していくべきである。」というふうに述べております。

そこで伺いたいのですが、この報告を受けて、昨年、新たに都市計画制度小委員会が設置をされて、七月、八月と二回議論が行われていると承知しておりますが、それ以降、小委員会が開かれていないんじゃないかと思うんですが、それはどういう事情によるものでしょうか。

◆**藤本大臣政務官** 笠井委員の今おっしゃったとおりでございます。新しく都市計画制度小委員会を昨年の六月に設置いたしました。この目的は、エココンパクトシティー等、今後の都市政策の方向の実現に向けまして、都市計画制度の見直しについて総点検を行う、専門的な検討を行うということで昨年の六月に設置をされまして、その後、七月、八月と二回、小委員会が開かれたわけでございます。

ただ、実は、政権交代を機に、国土交通省としましては、上部といいますか親の審議会、社会資本整備審議会、そのほか国土審議会とか交通政策審議会等々があるのですが、この審議会について見直しを行う、その検討を行っているということで、そのために、都市計画制度小委員会はその審議会の下にあるものですから、そういうことで今開催を見合わせているということで御理解をいただきたいと思えます。

ただ、やはり人口減少、あるいは少子化、高齢化等々、社会経済情勢が変化する中、国土交通省としては、効率の高いエココンパクトシティーを進めていこうということで、大変これは重要なことだというふうに考えておりますので、幅広く検討していかなければいけない、そういう認識でございます。

○**笠井分科員** そうしますと、この都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会の報告が言っているような、この部分なんですけれども、「農地の多面的機能を、都市が将来にわたり持続していくために有用なものとして、都市政策の面から積極的に評価し、農地を含めた都市環境のあり方をより広い視点で検討していくべきである。」この指摘については、現在、国交省としてはどう考えているのでしょうか。

◆**藤本大臣政務官** 笠井委員がおっしゃるとおり、農地を含めた都市環境のあり方を広い視点で検討していくことは継続して考えているわけなんです。その検討する小委員会が、審議会のメンバーを見直しするというので、今一たんとまっておりますが、この審議会のメンバーも恐らく三月に入って確定できるかというふうに思いますので、それをもとに進めていきたい。

そして、先ほどから申し上げましたとおり、都市内の農地のあり方については、引き続き重要な課題として考えていく所存でございます。

○**笠井分科員** 考え方は変わらない、三月からまた引き続きこれはやっていくということですので、しっかりお願いしたいと思います。

最後に、大臣、都市政策の面からも位置づけて振興をとという問題では、東京でいいますと、JAの東京中央会は、都市農地を都市政策の中に明確に位置づけて、関連する税制について見直しを行うことということで、固定資産税や相続税のことも要望事項として挙げております。東京都の農業会議も、都市計画制度の見直しに当たっては、都市の農地が果たす役割を検証するとともに、都市農地を不可欠なものとして明確に位置づけて、その保全に向けた必要な対策を行うことということで要望をいたしております。

今、都市農業は、大臣も愛知で、いろいろな意味で直接、もう熟知されていると思うのですが、東京でも、農地の減少が進みながら、中心的な担い手の高齢化も進んでいる。東京都の市街化区域内の農地というのは、生産緑地制度がスタートした一九九二年の七千四百四十六ヘクタールから、二〇〇九年には四千八百六ヘクタールに大幅に減っております。

そういう中で、東京でいいますと、自治体でもさまざまな意欲的な取り組みが始まっております。例えば世田谷区では、昨年、農業振興計画と農地保全方針が定められまして、区内の農地は世田谷区民のみならず東京都全体の宝だというふうに位置づけて、保全することを目指しております。

今こそ、都市農業の振興と農地の保全のために、関係省庁が連携して、本腰を入れて取り組みを強めるべきだと思うのですが、大臣としての所見を伺っておきたいと思います。

◆佐々木大臣政務官 今御指摘をいただきました税制面での措置、納税猶予制度など、農地の維持に必要な制度というものは、もちろんこれは継続をしていかなければならないというふうに思っていますし、そのほかに、市民との交流の場としても役立てていかなければならないというふうに思います。

一点だけ、昨年の通常国会に我々が農業再生法という法律を提出させていただきました。もちろん廃案になりましたけれども、その法律の中で、農地に関して縦割りというものを廃止して、いわゆる都市政策と農地政策というものを将来的には一本化していくべきだという提言も実はさせていただいて、長期的にはそういう考え方も我々としては提案をさせていただいた経過があるということだけ、私の方から報告をさせていただきたいというふうに思います。

◆赤松国務大臣 私どもが高校へ通っていたころは、私はたまたま上石神井というところへ通っていたのですが、本当に練馬大根なんというのは通学路の横にずっと植わっていて、本当にのどかで温かい、そういうまちづくりだったと思うのですけれども、残念ながらだんだんそういうものはなくなりました。

しかし、今委員御指摘のように、もう一度やはり緑を、そして農地を、農業を見直してみようと、都市の消費者たちがそういうことを非常に強く関心をお持ちいただくように昨今なっまいりまして、私どもといたしましては、これはもう六次産業化ということもありますけれども、そうしたこと、それからまた、水と緑、環境という視点からも、都市農業をしっかりと応援していけるように、特に固定資産税や相続税の問題、こういうことがございますので、関係の財務省や国交省や、また、私どもが関係する各省庁がしっかり連携をとりながらこうした支援策を施してまいりたい、このように思っております。

○笠井分科員 非常に大事な問題なので、この問題は大いに力を入れて頑張っていたいただきたいと思います。終わります。